○厚生労働省令第五十二号

高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十一条第一項及び第七十四条第一項並びに精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第四号の規定に基づき、高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準） **第三十八条の四**　法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとする。 一　（略） 二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）であること。 三　（略） （特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　（略） 2～9　（略） 10　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）である発達障害者又は難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。 ロ～ホ　（略） 二　（略） 11　（略） （トライアル雇用助成金） **第百十条の三**　（略） 2　（略） 3　障害者トライアルコース助成金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。 一　障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。第五号において同じ。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（イからニまでに掲げる者（ニに掲げる者のうち精神障害者を除く。）のうち、情報通信技術を活用した勤務（在宅又はその事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異	（法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準） **第三十八条の四**　法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとする。 一　（略） 二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）であること。 三　（略） （特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　（略） 2～9　（略） 10　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）である発達障害者又は難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。 ロ～ホ　（略） 二　（略） 11　（略） （トライアル雇用助成金） **第百十条の三**　（略） 2　（略） 3　障害者トライアルコース助成金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。 一　障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。第五号において同じ。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（イからニまでに掲げる者（ニに掲げる者のうち精神障害者を除く。）のうち、情報通信技術を活用した勤務（在宅又はその事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異